

第3回淡路市教育委員会	
日 時	令和7年3月24日（月）午後2時00分～
場 所	淡路市役所本庁舎1号館大会議室2
出席者	教育長：角村光浩 教育委員：西川玉士（教育長職務代理者）、田中道代、岸本伸明 丹野典子 教育部長：水名口博行、山本哲 教育部付部長（スポーツ振興担当）兼スポーツ推進課長：片平吉昭 教育部次長兼総務課長：岡山正道 教育部次長兼社会教育課長：平本雅稔 教育部次長（兼津名図書館長）：福榮一雅（欠席） 教育部社会教育課付課長（兼東浦図書館長）：済藤昌希 教育部学校教育課長：吉岡幸広 教育部学校教育課付課長（給食センター施設長）：向井望 学校教育課特命参事兼指導主事：田渕一行、井高正和
角村教育長 淡路市教育委員会会議規則第7条第1項で、原則公開となっていますが、同項ただし書及び地教行法第14条第7項ただし書により、非公開とする保護法益がある場合は、「出席者の3分の2以上の特別多数決で議決したときは、非公開とすることができる。」とされています。 それでは、本日の議事について、公開又は非公開の決定を行います。 角村教育長 本日の会議では、議案第6号「淡路市社会教育委員の委嘱の件」、議案第7号「淡路市文化ホール運営審議会委員の委嘱の件」、議案第8号「淡路市文化財保護審議会委員の委嘱の件」、議案第9号「淡路市公民館運営審議会委員の委嘱の件」、議案第10号「淡路市図書館協議会委員の任命の件」につきましては、これら委嘱又は任命される委員は、非常勤の特別職の身分を有するため、会議規則第7条第1項第2号に規定する「非公開とすることができる人事関係事案」に当たりますが、個人のプライバシーを保護する必要性は特段認められませんし、また、会議を公開することに特段の支障が生じるおそれも見当たりませんので、これについては、会議の透明性を確保する観点から、公開したいと思います。 以上のことから、議案第6号から議案第10号までについては、公開の取	

り扱いとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

よって、公開と決定します。

次に、報告第2号「教育委員会の所属職員の任免」及び報告第3号「淡路市立学校の教職員に係る兵庫県教育委員会への内申」については、会議規則第7条第1項第1号に規定する「委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱いに関する事件」に当たり、非公開とすることができます。

まず、「教育委員会の所属職員の任免」は、定期異動に係る内示であり、適切に人事異動が発令できるよう進めるための準備段階の情報であり、また、「県費負担教職員の内申」についても、任命権者である兵庫県教育委員会に転任等を内申するという、高度な機密情報であり、これら2件は、人事異動が正式に発令されるまでの間は、非公開の取扱いが適当と考えます。

以上のことから、報告第2号及び報告第3号については、非公開の取り扱いとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

よって、非公開と決定します。

1. 開 会

岡山次長

ただ今から、令和7年第3回淡路市定例教育委員会を開催します。なお、本日の会議は、全委員に出席していただいていますので、成立します。開会に当たり、角村教育長から挨拶を申し上げます。

2. あいさつ

角村教育長

(教育長あいさつ)

3. 前回会議録の承認について

岡山次長

ありがとうございました。次に、前回第2回の定例会の会議録につきましては、3月13日に送付しております。前もって目を通していただいていると思いますが、何か訂正なり御意見がありますでしょうか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、署名については、田中委員、岸本委員にそれぞれ後ほどお願いいたします。

4. 会議録署名委員の指名について

岡山次長

それでは、本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。

角村教育長

本日の会議録署名委員には、岸本委員、丹野委員をお願いいたします。

5. 教育長月間活動報告

岡山次長

それでは、角村教育長から月間活動報告をお願いします。

角村教育長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

教育長月間活動報告について、何か御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

それではないようでございますので、これからの会議の進行については、角村教育長でお願いします。

6. 議事

角村教育長

それでは、失礼します。ここであらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。

まず、議案第3号「淡路市立学校施設使用規則の一部を改正する規則制定の件」について、事務局より提案説明してください。

岡山次長

議案第3号「淡路市立学校施設使用規則の一部を改正する規則制定の件」について、説明させていただきます。

兵庫県において、県民の健康の維持増進を図るため、とりわけ20歳未満の者及び妊婦を受動喫煙から守る観点を強化することを中心に、受動喫煙防止等に関する条例により、小学校、中学校その他教育施設において、全面的に受動喫煙の防止等に関する規定が施行されています。県条例に規定する対象施設の施設管理者は、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する区域を喫煙することができない区域とし、何人も受動喫煙防止区域において、喫煙をしてはならない。また、県条例に規定する対象施設のうち、小学校、中学校など一部の施設については、対象施設の敷地の周囲においても、喫煙をしてはならないとなっております。

以上のことから、本市においても同様の措置を講じる必要があるため、本規則の一部改正を行います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第3号「淡路市立学校施設使用規則の一部を改正する規則制定の件」について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

全員挙手です。よって、原案のとおり承認されました。

次に、議案第4号「淡路市立小学校及び中学校における学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、事務局より提案説明してください。

向井課長（給食センター施設長）

それでは、議案第4号「淡路市立小学校及び中学校における学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、御説明させていただきます。

本件は、配食した給食分を、翌月に実食精算することにより、保護者の方にとっては、引き落とし額が前月の給食費であると分かりやすくなること。また、事務運営の効率化を図る観点から、関連する規則を整備する必要が生じたため、改正を行うものです。

改正の内容につきましては、まず第6条第1項中において、「学校給食を受ける年度の5月から2月までの各月の末日」を、「学校給食を受けた月の翌月の末日」に改め、第2項におきましては、「前項に規定する各月の納付期限における納付額は、学校給食を受けた月の配食数に、前条第1項に定める額を乗じた額とする。」に改めます。施行期日は、令和7年4月1日です。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第4号「淡路市立小学校及び中学校における学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

次に、議案第5号「令和7年度・淡路市の教育方針の策定の件」について、事務局より提案説明してください。

岡山次長

それでは、議案第5号「令和7年淡路市の教育方針の策定の件」について御説明させていただきます。

この案件につきましては、淡路市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定により、教育委員会の決定を得るため上程するものでございます。それでは、学校教育課から説明をさせていただきます。

吉岡課長

学校教育課の方針について、説明させていただきます。

まず、(1)旧5町の教育が一つの淡路市としての学校教育を形づくることに、大きな貢献を果たしてきた教育研究活動活性化事業を継承し、児童生徒にとって、将来必須となるデジタル作りを中心に据え、より良い学びの研究を進める「ミライコネクトプロジェクト」と、めまぐるしく変化する教育課題に対し、小中教員が総がかりで取り組む「であいプロジェクト」の2本の軸により、学び続ける教師への支援、その先にある本市児童生徒の学びへの支援を進めます。詳細については、22ページ4にございます。

20ページ(2)地域と共にある学校作りを目指します。トライやるウィークや体験学習など、児童生徒が地域に出ていく行事、オープンスクールなど、地域の方を招く行事、双方の活性化を図り、さらに地域総がかりで学校を支える仕組みであるコミュニティスクールを推進いたします。令和7年度は、北淡小学校に加え、一宮小学校が新たに学校運営協議会を設置いたします。また、令和8年度に向け学習小学校、大町小学校、中田小学校、北淡中学校の4校が新たに準備研究を進めます。このことについては、23ページ6、24ページ10にありますように、地域と学校が一体となった新たな枠

組みの充実を図ります。

続いて20ページ(3)子どもたちが描く未来を応援します。21ページ、学校教育の一つ目に、子どもたちの未来社会、キャリアに関わる内容を位置付けております。次年度は、予測困難な時代を生き抜く力の育成の一つとして、中学校生徒が未来社会に触れる学びの機会として、市内中学校の大阪・関西万博見学に係る支援を行ってまいります。また、児童生徒が今後もスポーツ文化に親しむ環境作りのため、地域指導者と適切に連携する部活動地域クラブ活動連携推進事業を進めてまいります。

その他、25ページ12に掲載してございますように、本市の全ての学校が温かい教育を実現するため、チーム学校として全ての教員一人一人が目の前の子どものしっかりと向き合うことができる環境作りを行います。多様な専門支援スタッフを充実させ、多くの目で見守り、児童生徒を支援いたします。

また、令和7年度限り、保護者の経済負担軽減のために、市内小中学校において給食費の無償化を行う方向で進めておりますが、決して食への無関心にはならないよう、食育の重要性についても、23ページ8のように進めてまいりたいと思います。

学校教育課からは以上です。

平本課長

それでは、社会教育課所管分について御説明させていただきます。

社会教育におきましては、「生涯を通した学びの充実と心豊かな人づくり」を目標に、地域コミュニティのつながりが希薄化してきている昨今、人との関わり大切さを再認識し、個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く地域社会が、幸せや豊かさを感じられる状態である「ウェルビーイング」の形成に向け、公民館や図書館などの社会教育施設をはじめ、あらゆる場所において多様な学びができる環境づくりに取り組みます。また、そこで学んだ成果を地域社会に還元し、地域課題の解決や子どもが心豊かに成長できるシステムづくりなど、活力ある地域づくりの推進につなげてまいりたいと考えています。これらを実現するため、社会教育の実践の場である公民館機能の強化、図書館運営及びサービスの向上、市民の文化振興への参加、文化財の保存活用など様々な地域資源や施設を活用し、生涯学習の充実に努めてまいりたいと考えております。

具体的な施策についてですが、まず、「人権感覚に満ちた人づくり」としまして、市民が互いの人権を尊重し支え合える地域社会を目指すために、様々な人権課題について、公民館講座などの社会教育活動等において、人権学習を

推進してまいります。また、多文化共生社会実現に向け、各種団体との連携を図りながら、活動を展開してまいります。

次に、「青少年健全育成を市民ぐるみで推進する」につきましては、学校・家庭・地域社会が一体となって、未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みづくりや多様な活動を提供してまいります。また、悩みを抱える子どもたちに寄り添い支援していくほか、安全・安心な子どもの居場所づくりに努め、また、学童保育時間延長を実施するなど、子育てしやすい環境を整えてまいります。次に、「生涯学習の機会・環境を充実させる」につきましては、5つの拠点公民館において、地域のニーズや現代社会の課題に対応した講座や生きがいくりのための学習などを提供し、また、社会参加や社会貢献活動に生かせる仕組みづくりを構築してまいりたいと考えています。また、公民館を利用する際の利便性を高め、新たな社会教育活動を生む契機となるよう、施設のデジタル化の一環として、Wi-Fi設備を設置しました。それらを活用した学習や講座など、今後も引き続き利用者のニーズに合ったデジタル化の推進を図ってまいります。

続いて、「図書館機能を充実する」項目としまして、本の貸出しだけでなく、地域情報の収集・保存・活用・発信を行い、地域活動の拠点となる図書館を目指してまいります。あわせて、子どもに対する読書活動を推進していくため、学校や児童福祉施設等と連携し、読書環境の充実に努めてまいります。また、市民と共に作る図書館として、市民の意向を図書館活動に反映させるため、図書館パートナーとの協働による図書館運営を推進してまいります。

次に、「芸術・文化活動を振興する」項目としましては、文化ホールをはじめとする文化施設の適切な管理運営と計画的な施設修繕に取り組み、安全・安心に利用できる施設を維持管理してきます。また、市民の文化活動の拠点である文化施設の積極的な活用を図るとともに、市民の主体的な文化活動を支援し、活動意欲の高揚につながるような施策や事業を展開していくため、指定管理業者との連携を図ってまいります。

最後に、「文化財を適切に保存、積極的に活用する」項目としまして、文化財の保存と活用を着実に推進するために、淡路市文化財保存活用地域計画に基づき、歴史文化遺産を総合的・一体的に保存活用し、魅力ある地域づくりに努めます。そのため、市内の指定文化財の適切な保存・管理・継承に努めるほか、淡路島内で取り組んでいる日本遺産事業や平成27年度から実施している「国生み研究プロジェクト（舟木遺跡の調査）」を更に進め、舟木遺跡の整備に向けた計画の策定にも取り組んでまいります。

以上、社会教育課からの説明を終わらせていただきます。

片平部長

スポーツ推進課分について御説明申し上げます。

スポーツ推進につきましては、スポーツ活動を通じた健やかで心豊かな人づくり、いつまでもスポーツに親しむことができる環境整備をテーマに重点目標として、スポーツ活動を振興することを掲げております。

令和7年度においては、市民体育祭や全淡スポーツ大会等を開催し、スポーツ機会の充実を図り、スポーツ推進委員会を中心にニュースポーツの普及等にも取り組んでまいります。

施設関係といたしましては、各管理施設の計画的な改修や維持管理に努めてまいります。

そして、新たに生穂新島運動公園内にスケートボード、バスケットを楽しむことのできるスポーツ広場の整備を進めてまいります。

このほか、淡路国生みマラソン全国大会やスポーツフェスティバルの開催により、淡路市の魅力発信や交流人口の拡大を図ってまいります。

以上で、スポーツ推進課の説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問はございませんか。

西川委員

学校教育のことについて、質問というか、自分の考えみたいなものも含めてお話ししたいと思います。まず、「d e（で）あいプロジェクト」ですが、この「d e あい」、ひらがなとアルファベットと二つ書いてあるのですが、その違いは何ですか。

それから、自分なりに考えると、「あさひ」がスタートで、「あゆみ」が「歩み」、分かりますよね。三つ目は「あいプロジェクト」。今度は「d e あいプロジェクト」。これは地域とか、コミュニティスクールを踏まえて、小中一貫とか、そういうものを踏まえての名前かなと思いますけれども、この学校教育には、20年後も輝くというのは、このビジョンネクスト20ということが書いてありますので、プロジェクトの名前をどんどん変えていくのもいいのですが、出尽くしたのか、まだあるのかは分かりませんが、何かまとめてすっきりとしたらどうかと思います。それぞれの名前のときには、歴史があったのでしょうか、そういうものも、20年後には一つにまとまっていくと思うのですが、その辺りちょっとと思います。「ミライコネクトプロジェクト」について、これもタブレットに関する名前ですと名前が変わってく

る。タブレット活用教育推進事業というのは、こんな日本語を見たら安心しますけども、学びイノベーションとか、どんどん名前変わってっていますが、そろそろ最終目標みたいなものを定めてはどうかと、そのように感じました。

岸本委員

「あいプロジェクト」から「d e あいプロジェクト」に。今度ICTの方では、「ミライコネクトプロジェクト」に来年度から変わるということで、「あゆみプロジェクト」が始まったのは、北淡小が初年度です。それから流れの中で、それを踏襲して、今度また新しい「d e あいプロジェクト」であったり、「ミライコネクトプロジェクト」であったり、出てきたと思うのですが、今までを踏襲して土台にしている部分は当然あると思うのですが、来年度以降、この二つのプロジェクトが良い意味での変化というか、こんなふうに変わりますよという、そういうところがあれば、教えていただきたいと思います。

吉岡課長

研修の役割が、そのときそのときで変わってきたなという感じがします。最初、「あさひプロジェクト」は、先生方の力量を上げる、支える、広げるであったと思います。そのときには、自分たちがしたい研修ができないという、そういうような背景がありました。それまでは、旧5町の教育はそれぞれ色がありました。バラバラでしたし、それぞれが、それぞれの町としての教育を形取っていたのですが、やはり、市になって、それまで他の町の先生方とも同じ職場になり、一緒に教育を進めていく、それから小学校、中学校のときには溝みみたいなものがあったかと思いますが、それも小中ということで、乗り越えていくということで非常に大きなエネルギーになったかなというふうに思っております。

それから、タブレット活用教育推進事業、「フロンティアプロジェクト」もそうですけども、まさか、こんな時代になるとは、当時は思わなかったと思います。今、この状況が当たり前のような、もう一度、学校の中にメッセージとして出していきたい。そのメッセージの出し方としては、いわゆる研修を外向きに、というところですね。研修を内々だけでやる。これは、コロナのときにそうそういうような傾向になってしまったところがあるのですが、両方とも、「あいプロジェクト」から「d e あいプロジェクト」になって、出会うというのは、外の先生方であったり、研究に出会う。それから「ミライコネクトプロジェクト」も、少し学びイノベーションのときにコロナ禍という

背景もあったのですが、オンラインとか、そういうような手軽なツールとしての一面がタブレットにはあったのですが、それではなくて、もう一度チャレンジャーとして、外の研修に出会うという、そういう外向きのベクトルというところで考えていっているところがあります。ネーミングについては、それぞれの担当が、知恵を凝らして出したところはあるのですが、本当に、一言で言うと、外向きのアクティブな、先生方がアクティブになるというところを、その二つで進めていけたらなというふうに思っております。まだまだこれから制度設計するところはあるのですが、先生方の力を応援するということで、その二つが共通しています。

井高特命参事

まず、「d e あいプロジェクト」のネーミングですが、もちろん中身もリンクしてございます。キーワードは、大きく三つございます。授業と出会う、人と出会う、そして夢と出会うです。その主語となるのは、基本教職員でございますが、それをときと場合によっては児童生徒に置き換えて、教師自身が新たな授業、指導方法に出会う。教師自身が仲間や先輩後輩の人と出会う。そして、自分たちの働き方改革も含めた、新しく学校現場のスタイルを目指していくというところがございます。「d e あい」というところですが、スペイン語をいじっています。英語でいう「f r o m」です。つまり「あいプロジェクト」からつながっていくというところで、「あいプロジェクト」ではコロナ禍もあり、未知の状況にも対応できる力を育むために、一人一人に寄り添った、誰一人取り残すことのない温かな教育を目指して取り組んできました。つまり、個に視点を当てて取り組んできたわけですが、それを今度は「d e あいプロジェクト」によって、個を大切にしてきた力を、出会いというつながりを通して、さらに広げ伸ばしていこうという意図でネーミングを付けております。活動の中身は大きく二つです。内から外へというところで、先進校視察や他校間連携を積極的に図って、教育的視野を広げる研修の活性化を図っていきたいと考えています。二つ目は見せて伸びるです。自分の授業を見せるというところで、他校間連携の柱として、授業研究ができる機会を増やすということで、研究会等で公開する研究授業も含めて、通常の校内研究もオープン化していくというところで、教師自身が、自分の教育について、自分の口で教育を語る場を広げていけたらなというふうに思っています。コロナ禍がございましたので、オンラインであったり、自校の中であったり、また、今年度も、あいプロジェクトのまとめの冊子が出てまいりますが、よく見てみると、外部講師を呼んでの研修が大半を占めています。このたびの「d e あいプロジェクト」では、講師を呼んで一方通行の研修ではなく、自

分から授業や研究視察を行うことによって、どんどん外部の刺激を得て、新しい刺激を得ながら自分の授業、目の前の学校現場の様子と比べながら、さらに改善を図っていこう、より良い学校を目指していこう。つまり、それは魅力ある学校作りをしていこうというところで、教師自身の内発的動機付けを目標として、このプロジェクトを進めてまいりたいという考えでいます。なので、基本はひらがなの「であい」を使っていくのですが、実はその中身は、「あいプロジェクト」の個を大事にしてきた、それをさらに広げていきたいという思いがこもっているネーミングとなっております。今後岸本委員の方から先の見通しということがありましたが、今は学校それぞれが校内で研修をしているというところがございますので、それを小小連携、小中連携、中中連携を図りながら、市内全体でのボトムアップ、スキルアップをしていきたいと考えております。

田淵特命参事

「ミライコネクトプロジェクト」、学びイノベーションの後継でございますが、大きく変わるのは、教育DXに改めて挑戦します。そのために、先進地というふうにかつては呼ばれていたこともあったのですが、それをもう一度改めて、他の先進地区に学ぶというような気持ちで、他の地区とつながっていくというようなことを一つ考えております。先ほど、井高特命参事からもありましたが、研修の場を外の学校に向けていく、外のベクトルに向けていくというようなものを一つ行います。

そして、もう一つ、「ミライコネクト」の「コネクト」ですけれども、コロナ禍において、コロナがもたらしたものがたくさんあるかと思うのですが、そのうちの 하나가分断でした。隣の児童生徒と自由には話せない、話し方にも気を付けないといけない、マスクをして離れてというようなことを常に配慮する必要があります、それが原因でつながりというようなものが薄くなったことは、皆さん御承知だと思います。それをテクノロジーの力、ICTを使ってつなぐ、つながるICT利活用として、どうにかできないものかというふうに思い考えていたのですが、それをさらに進化していったほしいなと思って、「ミライコネクト」というふうな名前を付けました。つながっていくものは、何も隣の席の児童生徒たちだけでなく、先生たちともつながる、未来の自分、将来像ともつながる、そういうことを考えて取り組んでほしいという願いを込めてこの名前を付けました。

西川委員

Wi-Fiを公民館に設置したと書いてあるのですけど、これは、いわゆ

る旧町の公民館のことを言うのでしょうか。それとも、旧津名町は、ほかに
も公民館施設がありますので、そういうところも含めてでしょうか。

それと、このW i - F i を活用して地域の活性化を進めている公民館もご
ざいますので、研修の機会であるとか、そういうものを作っていただければ
ありがたいなと思います。

平本次長

条例上設置している公民館は14あり、5つの地域の拠点公民館以外に9
つあります。W i - F i を設置したのは令和6年度ですが、長沢公民館につ
いては利用状況が少なく、佐野公民館は「さの小」に移っていますので、そ
れ以外の公民館については、全てW i - F i を設置しております。

あわせて、図書館であるとか、そういった社会教育施設にも設置している
という環境で、昨今、スマートフォン等を高齢者の方も持っておられる方が
多い状況であるため、公民館講座等で使い方の学習であるとか、公民館の中
には図書室もありますので、学生さんが勉強したり調べ物をするという部分
について、地域の方々の要望もあって設置したものですから、結構利用頻度
が多い状況です。W i - F i 設備については、公民館の中で多目的室等の広
い部屋まで移動でき、電源があれば使えるシステムです。ということは、普
段は事務所に置いてあるW i - F i ですけど、講座のときには多目的室や
研修室へ持って行って、W i - F i を設置できるようにしています。今年度
についても、一部の公民館についてはそういった講座とか、主に高齢者の
方々を対象にスマートフォンの研修等を実施しました。引き続き、本年度に
ついてはそれを実施するのと、例えば、最近親子連れで公民館を訪れる方も
おりますので、親子で取り組めるようなメニューを新たに設置はできない
か、各公民館長において、様々な企画をしていただいているというような状
況です。

田中委員

これは質問ではなく意見なのですが、一昨年の学校視察での食育に関する
ことについてなんですけれども、学校の教育活動を通じ子どもたちが食に対す
る正しい知識と望ましい食生活を身に付け、健康で生き生きと生活できる力
の育成というところで、塩田小学校が、年に何回か自分でお弁当を作って持
ってくるっていう活動を継続しています。廊下にも大きく、その日の給食で、
「たんぱく質は何か」、みたいなのを生徒が貼っている。給食で与えられてい
るものを、「健康にいいんだろうな」と思って食べるとか、「ありがたいな」
と思って食べるだけではなく、家庭も協力しながら考え、家の中で考えてい

くっていうところでは、希望としては他の学校でも実施していただけたら、もっと子どもが食に目を向ける、健康に目を向けるようになるのではと思います。

吉岡課長

給食の無償化が政治の場で盛んに言われて、教育として心配しているのは無料で安心なものが、保護者から無関心にならないかなってことです。おっしゃるとおりですね。食というのは、こちらが提供するだけのものではなく、家庭と一体になって進まなければいけない。弁当を作るという手間を、保護者が、これが何のための手間なのかっていうのを考えてもらえる機会っていうのはすごく大事だなと思いますので、全部はやってないかもしれませんが、給食センターの栄養教諭が、例えば、塩田小学校に出向いたりして、そういうような指導をしていたこともございます。そういった栄養教諭との連携であったり、本当に無償化だからこそ、こういうような場を作る大事さっていうのは、何か違う形でも広げていけたらなと思っています。

田中委員

校内サポートルームですけれども、各学校で教室の大きさだったりいろいろと違うところがあるので、なかなか難しいところはあるとは思いますが、設置するのが精一杯っていうのではなくて、やっぱり安心して過ごしやすい環境整備をお願いしたいと思います。どの程度進んでるか等お伺いしないと私達もわからないので、また、定期的に教えていただけたらと思います。

田淵特命参事

現状7校の学校に設置されております。新年度からは、10校に拡張する予定です。学校によっても、利用する人数が違いまして、少ない学校から多い学校では10人前後を使うところもあるので、委員おっしゃるように、部屋の大きさであったりとか、その辺はやはり学校の現場任せになっているところがあります。例えば、環境整備のことで言えば、人目に触れたくないというような児童生徒たちが一定数いまして、その児童生徒たちの希望を叶えるとなると、Wi-Fiの届かない部分があったりします。現在学校教育課で契約をしているコロナ禍で使っていたテザリング用のスマートフォンで対応し、使っていただいたりというように、学校の希望に応じて、こういうのがあったら助かるっていうようなことがあれば、こういう支援ができます、というふうな後発的な方法にはなるんですが、環境整備は進めていっているところです。ただ、少し安心して学習ができるようにというようなこと

は、学校もかなり努力してやっつけていただいているようで、各校からの報告書を読むと、支援員だけではなく、学校の教員たちが入れ替わり立ち替わり支援をしてくれているというようなことが、報告書を読むと上がってきます。

平本次長

社会教育課の方では、青少年センターを運営しており、校内サポートルームができるまでは、学校の教室で授業を受けない、いわゆる不登校の児童生徒にとっての選択肢は、自宅で学習するか、青少年センターで適応指導教室に参加するかに限られていました。青少年センターの利用率を見ていましたら、20人を超えていたのが10人ちょっとになっています。という部分の中では、校内サポートルームができたことによって、児童生徒の選択肢が増えて、学校には行けるんだけど教室には入れないというような中間的な要素もあるのかなというふうにも考えており、今後も連携を取って進めてまいりたいなというふうに思います。

田中委員

図書館パートナーの会について、私もSNSで見せてもらったりしています。イベントの企画とか立案などを行っているようですが、この図書館パートナーの会に参加される方は、当日自由参加もあると思うのですが、どれぐらいの方が参加されているのか。SNS等で発信して、どれくらい市民に浸透しているのかというのを教えてください。

済藤館長

図書館パートナーの会ですけど、毎月定例会を行ってまして、それをSNS等で発信し、自由参加としています。「興味ある方は、どなたでも来てください」という形で、参加していただいています。現在、登録されている方が、およそ30人いらっしゃいます。毎月の定例会に参加される方は10人前後の方ですけども、パートナーの会に参加し、「こういったイベントをやりたい」というような話を定例会でしていただいて、実際にイベントや展示をしていただいています。特に、震災30年の展示は、パートナーさんが企画して、講師の方と交渉したり、展示物を集める作業をしたり、最初から最後まで運営をしていただきました。

丹野委員

「教育センター機能を充実し、教育課題の解決を図る」ということですが、いじめの相談に関しては、子どもたちがいじめ相談窓口の電話番号とか連絡

先を書いたものを定期的に配られたりとかして、連絡が取りやすいとか、誰もが分かりやすいところがあるのかなと思うのですが、特別支援に関する相談に関して、発達障害があるのかもしれないというふうに悩んでいる親御さんは結構いて、その中でうまく学校に登校できないのではないかと、悩んでいる方々が一杯いる中で、そこに関しての相談窓口っていうのが、余り一般的には分かってない人が多いのではないかと感じる機会がありました。実際に、自分の子どもがうまく学校に行けない。その中で、発達障害があることも分かっていて、学校側とやり取りもうまくいかず、どうしたらいいのか悩んで、後々になって、こういう相談場所があるっていうことを知って、もっと早く知りたかったということがあったというのを聞いて、もっとその部分が、皆さんに周知できるような、対応としては早くに対応してあげられる方が、発達障害のある人にとってはうまくやっていくスキルを身に付けやすいのではないかなと思います。大きな心の傷になる前に、うまく対応できるのではないかなと思うので、その部分の発信をもっとしていただけたらなっていうお願いがあります。

吉岡課長

教育センター、いじめであったり不登校であったり、その問い合わせ電話番号については広報等で広く周知しており、また、特別支援に関しましても、淡路市の教育相談ということで、年17回、今年度は28件の相談がありました。特別支援学校の先生を本市に招いて、そのような相談のある保護者の方が、相談できる機会を持っています。これに関しては、チラシを各学校に配って、お子様の日頃の生活や学習進路などでお悩みの方へっていうことでお伝えしていますが、なかなか紙面というところでは伝わりにくいのかなというところで、また、違う形も考えていかなければいけないのかなと思いました。相談の一番の窓口は、学校であるべきで、例えば、各学校には特別教育支援コーディネーターというふうに、いわゆる特別支援に関することを一手に引き受けるというわけではないのですが、窓口になっているような教員も位置付けられています。そういったような、入口までたどり着くというところに、課題があるのかなっていうところを、今お聞きしながら思いました。県外の視覚特別支援学校からも、定期的に「あいあいスクール」と言いまして、相談機会を作ったり、淡路教育事務所にもサポートチームがございますので、例えば、学校の中に来ていただいて、普段の授業の様子を見ていただいて、助言をいただくとか様々な取組はあるのですが、保護者の方の心配というところで、今課題があるのかなというふうに、お伺いして思いました。

岸本委員

ずいぶん昔なのですが、市ではなく旧町だった頃に、旧北淡町は小さい町だったんですけども、夕方に大人が集まって野球の試合をやっていました。その野球チームが13程度北淡町にあったのですが、そのようなチームによる大会もあったじゃないですか。例えば、サッカーであったり、野球であったり、そういうのが実施されているのかどうか。例えば、野球だったら、今そういうチームがあって、そういう大会が開かれているのか。もしないのだったら、裾野を広げるっていう観点で、何か推進していただけたらいいかなと思っています。

片平部長

過去に、淡路軟式野球協会の活動とは別に、ナイター大会が北淡だけでなく一宮でも実施されていました。人口減少も要因ですが、チームの活動が少なくなってきました。あと、決定打は、コロナ禍でした。コロナ禍によって、ナイター設備を使用した活動も自粛を余儀なくされ、結果、そこで完全に火が消えてしまいました。ただ、中学生のクラブ活動が地域へ展開されるといったような状況もあり、その当時関わっておられた方々の中で、そういう地域貢献をしてみたいといった方も中にはおられると思います。現状をしっかり把握しながら、できることならそういったことも取り組んでいきたいと思っています。参考ですが、淡路軟式野球協会に登録している社会人チームが、当時は20チーム近くあったと思うのですが、今は6、7チームといったような状況であるとお聞きしました。そういうところも含め、スポーツ振興に向け、きっかけを作っていきたいと思っています。

田中委員

淡路市で現在、主に行っているニュースポーツでグラウンドゴルフ等あると思います。私は、福祉の仕事をしているのでよく思うのですが、元気でデイサービスや設備に触れない高齢者の方でも、そのデイサービスのもう一つ下の受け皿みたいなものがなくて、お年寄りも増えてきて、でも、元気でないと施設にも入れないような状態であったりします。このニュースポーツについて、もう少し行いやすい、高齢な方でも参加できるようなものがあればいいかなと思うのですが、今どのようなものがありますか。

片平部長

最近、競技者が増えてきているのは「モルック」という競技です。木の棒状のものを活用したスポーツですが、世代を問わず、高齢者の方が中心とな

って活動をスタートしています。それ以上に動きが少なく活動ができるのは、「囲碁ボール」という室内競技で、こちらも盛んに行われています。福祉部局の方も、囲碁ボールの大会等を開催しています。また、「アジャタ」という競技もあり、昨年は、教職員の方が取り組んでくれました。今、お話をいただいたように、高齢者が参加しやすいニュースポーツも、今後しっかりと検討をしてまいります。

岸本委員

学校教育の20ページのところですが、これは、質問というよりもお願いです。真ん中辺りで、「今後ますます予測困難な時代が続きます。」というところがあります。これの最後の辺りに、「そのような状況の中、子どもたちにどのような力を育成すべきか。学校教育は、考え続けなければなりません。」というようところがあります。僕、実はここすごく感じるところがあって、子どもたちにどのような力を育成、これからの激動の社会の中で力を付けるべきかということですが、ともすれば、悪いことじゃないですけど、この変化に対応する力を付けていくというのは、いろんなところで言われています。その根幹に関わる土台の部分をもっと重要視しないといけないかなと思います。僕も今、子どもと接する仕事をしていて、その中で感じるのが、ちょっとしたことでキレたり、やる気をなくしたりする。逆に、ちょっとしたことで泣いたり、おうちの人にべったり付いている。いろんな研修会行って話を聞くと、今の子どもたちって、我慢したり粘り強くとか、乗り越えるっていう経験が圧倒的に不足しているのではないかなと思います。我々の子ども時代というのは、日常生活の中に我慢したり、粘り強く何かをやったり、それから乗り越えなければならないことが一杯ありました。なぜかと言うと、不便だったのですよ。今の子どもたちは便利にはなっているけど、こういうことが圧倒的に不足している。それを補うのが体験活動だというふうに、もしかしたら、ここでも以前話したかもしれませんが、それだけでは、だめではないかと考えています。根幹に関わる、例えば、粘り強さとか我慢強さとか、継続する力とかっていう部分は、日々の学校生活とか家庭生活の中で培われる部分がたくさんあるんじゃないかな。大きなものがなくてもいいんですけど、小さなそういう場面がたくさんあれば、よりそういう力が付いていくんじゃないかなと思っています。こういう意識を、少しだけでも頭の中に意識として持っているだけでもかなり違うのではないかな。それを、例えば、先生方であったり、保護者の方がいろんな場面で小さな粘りとか、我慢強さ、乗り越える力を付けていくっていうのも意識できるようなことができたらいいなと思っています。どんな機会になるか分からないのですが、

委員会として何かこういうことをお話していただけるような場面があったら、是非検討して、話していただけたらなと思っています。

吉岡課長

先ほど給食でも申し上げましたが、学校に任されてしまうと駄目かなと思います。学校に任せてしまう中で、学校が楽しい場所であるべきなんだけど、ストレスフリーな楽しいだけの場所を求められているような気がします。これから、どんな力が必要かなんですけど、それぞれ先生方が考えていると思います。今こうやってお話をしながら、相手の意見を聞いて、変わっていきえるというところ、今は相手を打ち負かすとか、相手の言うこと聞かんでも自分自分みたいなそういうようなところじゃなく、いろいろな切り口があるかなっていうふうに今漠然とは思いました。なかなか教育委員会として、どこでどのように言っていこうかなっていうところは難しいですが、是非、学校の悩みに支援いただく言葉をいただいたらというふうに思います

井高特命参事

先ほどの「d e あいプロジェクト」の宣伝をさせていただきたいなと思っています。先ほど課長が申し上げたように、これからの教育、何が必要なのかということを、教員同士が自らの口で教育を語る場が、これからも必要ではないかと考えています。その周りの先生方が、子どものために何かを考えているという、その「何か」のところですが、それは今、学校現場の方では多忙化といいますか、児童生徒の対応。特別な配慮を要する児童生徒であったり、いじめであったりそういったことで、既に今、自分の足元、目の前のことで一杯なことが多分にあります。つまり、先ほどの内々ですね、学校の中で対応してしまう。学校の中しか見る時間がないということがあります。その中でより最適な、今自分の目の前で何が起きているのか、そのために必要な手立てにはどんな方法があるのか。それを内々だけではなく、外部に出る、外の指導方法を知る。他の先生が別の児童生徒にどのような関わりをしているか。それを自分で見つけてくる。そのような場の提供がいるのではないかと考えております。そこで、「d e あいプロジェクト」によって、内から外に出る。隣の学校の先生でもいいですし、他市の先生でもいいですし、いろんな場面を見てくることによって、自分にはこの方法がいいのではないかと、若しくはこの方法を試してみようか、そんなふう to いろんな視野を広げることで、今何が必要かを見極めて、それを同僚の中で語り合うことで、「今、うちの学校ではこれが必要だ」という、心合わせができていくことが必要なんじゃないかなと考えております。委員おっしゃったように、これから何が

必要なのか、それは、教育委員会が提示するというよりは、先生方自身でも見定めて、見ていただいて、解決に向かってもらう必要があるんじゃないかな、そういう環境、そういう場の提供を図ってまいりたいなというふうに考えております。

角村教育長

ほかにないようですので、採決に移ります。議案第5号「令和7年度・淡路市の教育方針の策定の件」について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

全員挙手です。よって、原案のとおり承認されました。

次に、議案第6号「淡路市社会教育委員の委嘱の件」について、事務局より提案説明してください。

平本次長

それでは、議案第6号「淡路市社会教育委員の委嘱の件」について、御説明させていただきます。

淡路市社会教育委員について、任期が令和7年3月31日で満了することに伴い、淡路市社会教育委員設置条例第1条及び第2条第2項「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」、並びに社会教育法第15条第2項「社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。」の規定に基づき、新たに、淡路市社会教育委員を委嘱します。被委嘱者は、議案書のとおりです。任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第6号「淡路市社会教育委員の委嘱の件」について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

全員挙手です。よって、原案のとおり承認されました。

次に、議案第7号「淡路市文化ホール運営審議会委員の委嘱の件」について、事務局より提案説明してください。

平本次長

それでは、議案第7号「淡路市文化ホール運営審議会委員の委嘱の件」について、御説明させていただきます。

淡路市文化ホール運営審議会委員について、任期が令和7年3月31日で満了することに伴い、淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例第16条第4項「審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。(1)学校教育又は社会教育の関係者、(2)地域芸術文化関係者、(3)住民団体関係者、(4)学識経験者」の規定に基づき、新たに、淡路市文化ホール運営審議会委員を委嘱します。被委嘱者は、議案書のとおりです。任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第7号「淡路市文化ホール運営審議会委員の委嘱の件」について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

全員挙手です。よって、原案のとおり承認されました。

次に、議案第8号「淡路市文化財保護審議会委員の委嘱の件」について、事務局より提案説明してください。

平本次長

それでは、議案第8号「淡路市文化財保護審議会委員の委嘱の件」について、御説明させていただきます。

淡路市文化財保護審議会委員について、任期が令和7年3月31日で満了することに伴い、淡路市文化財保護条例第19条第5項「委員又は臨時委員は、文化財に関し豊かな知識経験ある者のうちから、教育委員会が委嘱する。」に基づき、新たに、淡路市文化財保護審議会委員を委嘱します。被委嘱者は、議案書のとおりです。任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第8号「淡路市文化財保護審議会委員の委嘱の件」について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

全員挙手です。よって、原案のとおり承認されました。

次に、議案第9号「淡路市公民館運営審議会委員の委嘱の件」について、事務局より提案説明してください。

平本次長

それでは、議案第 9 号「淡路市公民館運営審議会委員の委嘱の件」について、御説明させていただきます。

淡路市公民館運営審議会委員について、任期が令和 7 年 3 月 31 日で満了することに伴い、淡路市公民館条例第 18 条第 2 項「審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。」及び社会教育法第 30 条第 1 項「市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。」の規定により、新たに、淡路市公民館運営審議会委員を委嘱します。被委嘱者は、議案書のとおりです。任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第 9 号「淡路市公民館運営審議会委員の委嘱の件」について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

全員挙手です。よって、原案のとおり承認されました。

次に、議案第 10 号「淡路市図書館協議会委員の任命の件」について、事務局より提案説明してください。

済藤図書館長

それでは、議案第 10 号「淡路市図書館協議会委員の任命の件」について、御説明させていただきます。

淡路市図書館協議会委員について、任期が令和7年3月31日で満了することに伴い、淡路市立図書館設置条例第8条「協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。」及び図書館法第15条「図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。」の規定に基づき、新たに、淡路市立図書館協議会委員を任命します。被任命者は、議案書のとおりです。なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第10号「淡路市図書館協議会委員の任命の件」について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

全員挙手です。よって、原案のとおり承認されました。

次に、議案第11号「淡路市いじめ防止基本方針の改定の件」について、事務局より提案説明してください。

吉岡課長

それでは、議案第11号「淡路市いじめ防止基本方針の改定の件」について、御説明させていただきます。

いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第11条に基づき、文部科学省がいじめ防止等のための対策を推進するための基本的な方針を定めております。同法第12条には、「地方公共団体は、いじめ防止対策基本方針を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のため

の対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」とされています。

本市では、平成25年10月に示された国の基本方針を受け、平成26年3月に、「淡路市いじめ防止基本方針」を作成いたしました。また、平成29年3月に国の改定があった際には同様に市の方針も改定を行い、平成29年5月、第2回淡路市教育委員会において承認いただいたところです。

このたび、本市の基本方針を改定いたしますのは、国の動きとは関係なく、本市にとって、より実効性のある、いじめ事案への対応の推進を図るものでございます。改定の背景をお伝えします。平成29年に市内小学校で発生したいじめ事案について、令和4年9月30日から令和5年10月2日まで、いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査が行われました。調査部会より再発防止について提言をいただきましたが、その趣旨をしっかりと市内学校に周知し、いじめ対応に反映させることが、今回の改定の最大の目的となります。提言の主なものを一部御紹介いたしますと、いじめ理解を全教職員に徹底すること、教職員の組織体制の整備、保護者や地域の人々への連携を深めることなどがございます。48ページからの朱書き部分が、今回の改定箇所となっております。改定内容については、提言のほか、定例いじめ問題調査委員会を開催し、委員らからも意見をいただきました。また、スクールロイヤーからも意見をいただき、作成しております。

改定のポイントとしては、まず、いじめ防止対策推進法の理解徹底です。いじめの迅速な対応はもちろんのこと、法が定める学校、教育委員会が行うべき対応について、学校、教育委員会の信頼を損なうことなく、適切に対処するための法理解を徹底いたします。

二つ目のポイントは、児童生徒の人権を守り、声を聞くことです。定例いじめ問題調査委員会委員やスクールロイヤーから、「いじめを許さないのがあって、いじめをした児童生徒を許さないのではない。周囲の大人が子ども一人一人の人権を大切にすること。」という視点をいただきました。このことは、三つ目のポイント、保護者、地域の人々との連携に大きく関わってきます。いじめ対応の中でいじめを受けた児童生徒本人の声ではなく、周囲の大人による意図が強調され、ときには、学校がいじめを行った児童生徒の過剰な懲罰を求められることがあります。学校は、まず教育として対応することを広く理解いただくために、いじめ解消には、保護者、地域の人々との理解、連携が必要だということを記載しております。

最後に、SNS等を通じて行われるいじめについてです。このことについては、学校として、家庭の協力なしに解決することは困難です。そのことを明確に示し、いじめ予防、いじめ解決のため、学校、家庭、地域がパートナ

一として取り組むことを紹介いたしました。今後、承認いただいた後、淡路市のホームページで公開します。また、今回市で策定したものを踏まえ、学校において、次年度の「いじめ防止基本方針」を定めるように指導を行いたいと考えます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問はございませんか。

西川委員

過去の私の体験から考えると、今のよう、専門的な知識のある方や相談に応じられる方が学校には入っておりませんでした。学校が、今のよう、多忙ではなかったかもしれませんが、そのような中で、私も経験ありますが、小学校は、ほとんど朝から放課後までべったりで子どもたちを見ております。自然と人間関係もでき、様子が変わっているときにはよく分かります。そういうときに先生方と話して、他の場面でどうなるかとか、あるいは、これは学校内では無理だから、親御さんと話をする必要があるとか。そういう児童理解みたいなことを自然とやっていたのですが、中学校の場合は、教科指導ですから、小学校と比べて非常に生徒の様子を見る機会が少ないという、か、触れ合う機会も少なくなるのです。その中でも部活指導等で対応します。自然と担任をしていますが、クラスの子ではないけどその生徒の人間柄であるとか、行動であるとかいうのはよく見えました。その中でまた、生徒指導を中心に生徒理解ということで進めていたように思います。今の時代は、本当に社会がよく変わっている部分と、その中でもとても理解するのが難しい部分があり、子どもたちでもインターネットでいろんな知識や、そういう人とも出会えます。膨大な情報を正しいか間違っているか判断が難しいところですが、見ることはできます。その中で、今の時代に求められているのは、学校で出ることが多いと思います。というのは、子どもの人間関係が複雑で濃密な時間帯ですので、それをいかに学校の教職員が早期発見するか、それを仲間内で連携しながら解決に向けるかというところが、時代が変わっても、そこは根底にないといけないと思っています。そこで心配なのは、毎日来てくれないそのような相談員たちと、どのように連携しているのかなということです。うまく連携できているか、できていないかで、すぐ解決に向かう時間帯は違ってくるように思います。そこが、一番読んでみて気になったところです。いじめにならないような環境作りをするのは、学校では学校。部活であれば部活動。責任もある人たちが背負っていかなければならないのだと思います。その後に、同時並行で家と地域と関係機関との連携は

あるのかなと思います。連携を作っていくのは、現場で働いている先生に負担をかけない、そういう連携を作る支援をしたり指導したりする機関は、教育委員会であったり、管理職ではないのかなと思います。だからそのつながりも、職員と管理職や教育委員会との連携もやはり重要になってくると思います。ただ単に「関与したから連携」ではなく、常日頃から相談できる体制を作るのが大事だと思います。「多忙、多忙」と言いますが、なぜ多忙になっているのか、よく分からない。学校への要求が、どこの要求か分かりませんが、それが出てきているのかなとは思いますが。要求の数が多すぎる。学校でやらなければならないのかというようにも要求されて、親はそれに乗っかって学校の責任にすると。そういうところもやっぱり修正していかないと、人員を張り付けても部活動を止めても、多忙はというか、悩みは尽きない。そんな感じがします。大雑把な話で申し訳ないんですけども、この「いじめ対策の防止の基本方針」を読んで、いわゆる訴訟になって、その対応とかいじめ対策の調査の対応とか、あるいは、インターネットの対応とか、そういうものが平成29年以降、増えているのかなと思います。要因は、ずっと増え続けるのではないのでしょうか。その覚悟で、地域も学校も行政も連携し、加えて、子ども自身の成長もないと、減っていかないというような気がします。一番現場で困るのは、けんかしたらもうすぐにいじめにつながる。そういう学校現場であっては困るなと。小学校4年とか、小さい頃はもう、ギャングエイジというような時代もあって、すぐけんかが始まりますから、それをけんかでお互いの人間関係を修正する必要があるんですけども、いじめは、また深刻なものがありますから、その辺はやはり、おおらかに対応していかないといけないと思います。いじめを出さないために、その事象を見張っている学校というのでは楽しくないですね。

吉岡課長

「おおらか」とおっしゃって、本当は、そこが大事なところあります。子どもが社会性を身に付けていくプロセスにおいて、学校の人間関係の摩擦であったり、ぶつかりであったり衝突であったりは、先ほど岸本委員もおっしゃられたような我慢する力であったり、そこからまた立ち直る力だったり、元に戻る力だったり、今までの関係じゃない新たな関係を作る力だったり、非常に大事なものなんですけども、いじめ防止対策推進法が入ったときに、いじめと感じたら、いじめというようにところで、非常にその学校現場は戸惑いを持って受け止めたのも事実です。まだ、この答えは出てないと思います。

田中委員

個人の感想ですけども、とても分かりやすく、「学校、保護者、地域が一体となって」とか、「総掛かりで」という言葉が何度も出てきていて、これを読めば、淡路市は「こういうふうにいじめに対してやっていくんだ。」というのが、とても分かりやすく感じました。これを閲覧するのは、インターネットとかで見ないといけないのでしょうか。これを「地域で啓発していきます」というのであれば、私はすごくいいなと思いました。例えば、必要な部分を抜粋して、コミュニティスクール等の会合の際に見ていただく等というのができないかなと思いましたが、どうでしょうか。

吉岡課長

周知はすごく大事だと思っていますが、アイデアをいただいたら生かしていきたいなと思います。学校がよく保護者と対応するときに、どうしても学校が孤立してしまうというか、「いじめた、いじめられた」ということで、気持ちは分かるんですけど、学校に詰め寄るようなときに、大事なものは「学校として行うのはこれなんだ。」というところを、この中で書いてありますよという指針ではあります。何か工夫しなければいけないと考えています。

田中委員

現在これを確認するっていう手段としては、インターネットで検索することになるのですか。

吉岡課長

国があって、県があって、市もホームページには載せているのですが、たどり着くのは難しい部分は確かにございます。

角村教育長

ほかにはないので、採決に移ります。議案第11号「淡路市いじめ防止基本方針の改定の件」について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

角村教育長

全員挙手です。よって、原案のとおり承認されました。以上で予定しておりました議事については、終了いたしました。

7. 協議・報告事項

角村教育長

それでは、続いて、協議・報告事項、資料No.3「淡路市北淡文教エリア整備基本計画策定検討会設置要綱制定の件」について、説明してください。

岡山次長

それでは、資料No.3「淡路市北淡文教エリア整備基本計画策定検討会設置要綱制定の件」について、御報告させていただきます。

北淡地区の全ての小学校が統廃合され、旧浅野小学校の校舎及び体育館を使って北淡小学校として運営していますが、旧浅野小学校のときと比べると、児童数が約2倍になっています。そのことから、現在の北淡小学校に必要な体育館の面積は、義務教育諸学校等の施設の国庫負担等に関する法律施行令第7条第3項の規定では、919㎡必要であります。現在は797㎡の体育館の面積しかありませんので、現在クラス数児童数からして基準を満たせていない状態となっております。

また、北淡地区には、老朽化している体育センター、旧小中学校体育館が点在しており、今後の課題として、維持管理等の問題があります。これらの課題を解決する必要があることから、小学校体育館及び体育センターを兼ね備えた市民体育館建設を計画し、建設に向けた基本計画を策定します。そのため、基本計画を策定するに必要な知識及び経験のある委員並びに地域住民の委員を選定し、市民住民の意見も取り入れながら、計画策定の検討を行う必要があることから、「淡路市北淡文教エリア整備基本計画策定検討委員会」を設置するものであります。それに必要な要綱として、今回新たに設置いたします。

角村教育長

事務局からの報告が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、次に、資料No.4「淡路市立文化ホールの休館日の開館及び臨時休館」について、報告してください。

平本次長

それでは、協議・報告事項、資料No.4「淡路市立文化ホールの休館日の開館及び臨時休館」について、御報告させていただきます。

しづかホールの指定管理者である神戸国際ステージサービス株式会社から、淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定に基づき、本来休館日である令和7年4月1日（火）を臨時に開館したい旨の申請がございました。理由としましては、関西看護医療大学の入学式は、毎年4月1日に当ホールで挙行されており、令和7年度についても関西看護医療大学から当ホールを利用できないか相談を受けたことによるものです。

なお、開館日が増えることにより、本来開館日である令和7年5月8日（木）に、現時点では利用者がいないため、臨時に休館日を設け、経営及び管理上の調整を図るとのことです。

これらのことを受け、教育部内でも精査し検討した結果、申請どおり臨時開館及び臨時休館が妥当であると判断し、令和7年3月14日付けで、資料No.4のとおり、告示したので報告いたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの報告が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

（特になし）

角村教育長

ないようですので、次に、資料No.5「淡路市学童保育時間延長事業実施要綱の制定の件」について、報告してください。

平本次長

それでは、協議・報告事項、資料No.5「淡路市学童保育時間延長事業実施要綱の制定の件」について、御報告させていただきます。

本件は、本来市長部局で所掌するものですが、市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議において、「社会教育課で放課後児童健全育成事業（アフタースクール）に関すること。」を教育部長等に補助執行することに合意しておりますので、御報告させていただくものです。

制定の理由ですが、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童及び健全育成上指導を要する児童を対象に、授業終了後及び長期休業日に生活の場を確保し、適切な遊びや支援を行い、児童の健全育成を

図ることを目的に学童保育事業を実施しています。

近年、島外への通勤者の増加や就労形態の多様化及び核家族化等に伴い、学童保育事業の需要が高く、受入れ時間の延長に対する保護者からの要望も年々多くなってきております。

このことを受け、学童保育時間延長のニーズに対応していくために、アンケートによる実態調査や支援員の確保及び延長保育実施に向け支援員の協力依頼、また、持続可能な安全安心な運営体制などについて検討を重ね、令和6年12月の教育委員会定例会においても、事業実施に向けた概要を教育委員の皆様にご説明させていただき、御意見を頂いたところです。

この度、子育て支援及び児童の健全な育成を図ることを目的として、本市全学童保育施設において、学童保育時間延長事業を実施するに当たり、必要な事項を定めた、本件、新規要綱を制定いたします。なお、告示日は、令和7年3月31日で、施行期日は、令和7年4月1日です。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの報告が終わりました。御質問はございませんか。

西川委員

月額1,000円とか2,000円と思うのは、2,000円で1時間。約1日100円で預かってもらえるわけですよ。現在は、何人ぐらいが希望しているのか分かりませんが、これが増え続けてかなりの人数になると、人件費も増やさなければ対応できないとか、いろいろ課題は出てくると思いますが、その辺どのように展望されていますか。

平本次長

金額設定につきましては、できるだけ、保護者の負担軽減にも寄与するような事業展開していくために、既に実施している他市の学童保育の延長時間の利用料等を考慮しまして平均の金額を設定しております。なお、淡路市については、延長保育以外の保育料についても減免措置であるとか補、助制度に則って、実質無料の御家庭もあり、兵庫県内においても本当に安価な値段設定になっておりますが、それで運営ができるのかという部分が危惧しているところです。当初アンケート等で予定していたのが、大体3割程度150人ぐらいの希望があるのではと想定していたのですけれど、現状は少数で、今後増えるかもしれませんが、20名弱ぐらいの希望者数です。全施設で実施していく予定ですけど、施設によっては希望者がいないというような状況で

もございます。また、支援員の確保、延長保育をしていくに当たっては、支援員がどうしても必要なんですけれど、1人で見ることができません。子ども1人に対しても2人をつけるように考えておりまして、国の基準では、2人を配置していけば、子ども40人まで見ることができる部分はそこまではいけないのですけれども、20人ぐらいまでは見ることができる部分の中で、比較的この値段でも何とか運営は実施していけるのかなと、現在のところ想定しています。今後、事業や状況がひっ迫してきましたら、料金の改定とかも必要となる部分もありますが、国とか県とかの補助メニュー等も交付金として申請しておりますので、できるだけ、市の負担を少なくしていきたいと考えております。

角村教育長

ほかにないようですので、次に、資料No.6「淡路市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定の件」について、報告してください。

平本次長

それでは、資料No.6「淡路市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定の件」について、御報告させていただきます。

淡路市社会教育関係団体等補助金交付要綱は、本市の社会教育の推進、文化の振興及び青少年の健全な育成を図るため、別表の補助事業名の欄に掲げる事業に要する経費を補助するため、補助金の交付等に関し必要な事項を定めています。

このたび、各事業の効果等を個別に検証し、評価した結果、公益上補助金額の限度額を見直す必要がある事業が生じてきましたので、当該補助金に関する事項について、所要の措置を講じます。

制定の概要ですが、淡路市PTA連合会補助事業については、各学校PTA活動等の拡充を図るため、補助率の限度額を増額します。また、淡路市婦人会補助事業及び淡路市子ども会連絡協議会活動助成事業については、少子高齢化に伴い、会員数が減少しているため、その運営及び活動に要する経費等に対する補助金の限度額を減額します。

なお、告示日は、令和7年3月31日で、施行期日は、令和7年4月1日です。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの報告が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、次に、資料No.7「淡路市文化財保存事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定の件」について、報告してください。

平本次長

それでは、資料No.7「淡路市文化財保存事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定の件」について、御報告させていただきます。

まず制定の理由ですが、市内に存在する文化財の保存、管理及び活用を目的として、淡路市文化財保存事業等補助金交付要綱に基づき補助金を交付していますが、その補助期間が令和6年度で終了します。

そのため、淡路市補助金等交付規則及び淡路市補助金交付基準の規定に基づき、これらの補助金の交付の見直しを行うに当たり、補助金の効果、使途の適正、事業内容等を検証した結果、5つの事業については、引き続きそれぞれの事業に要する経費の一部を補助し、文化財の保護・継承及び普及啓発の推進を図る必要があるため、当該補助金の期間に関する事項について、所要の措置を講じます。

制定の概要ですが、継続事業の国庫及び県費補助事業以外の事業に対し補助する期間について、3年間延長して令和9年度までとし、「五斗長垣内遺跡国史跡指定10周年記念事業」については、補助する期間が終了していることから削除します。

なお、告示日は、令和7年3月31日で、施行期日は、令和7年4月1日です。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの報告が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、次に、資料No.8「淡路市スポーツ振興等関係団体補助

金交付要綱の一部を改正する要綱制定の件」について、報告してください。

片平部長

資料No.8「淡路市スポーツ振興等関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定の件」について、御報告させていただきます。

淡路市スポーツ振興等関係団体補助金交付要綱は、別添の補助事業名の欄に掲げる事業に要する経費を補助するため、補助金の交付等に関し必要な事項を定めています。

このたび、淡路市補助金等交付規則及び淡路市補助金交付基準の規定に基づき、これらの補助金の交付の見直しを行うに当たり、補助金の内容等を検証した結果、引き続きそれぞれの事業に要する経費を補助し、新たに、二つの事業を追加し、スポーツの振興及び活性化、スポーツ競技者の競技力の向上を図るため、当該補助金に関する事項について、所要の措置を講じるものであります。

今回、新たに追加をする補助事業につきましては、一つは、淡路市少年少女スポーツ活動支援補助事業という名称であり、事業の内容につきましては、スポーツをする少年少女が全国大会へ出場する際、経費の一部を補助する内容と、少年少女を対象とするスポーツ団体の環境作りを支援するといった内容で、スポーツ団体が活用している設備備品等の購入を支援するものです。

二つ目が、淡路市女子野球タウン実行委員会補助事業でありまして、女子野球大会の開催支援や、地域での野球教室等通じ、女子野球の普及と地域の活性化を図るといったことで、実は、これまでももう既に別の補助メニューで支援を行ってまいりました。今年度、そういった内容を明確にするため、女子野球タウン実行委員会という枠組みでの補助を行うものであります。

この補助金の施行期日は、令和7年4月1日となっております。

角村教育長

事務局からの報告が終わりました。御質問はございませんか。

角村教育長

女子野球タウン実行委員会の説明してもらっていいですか。

片平部長

女子野球タウン実行委員会の目的ですが、女子野球の普及発展、地域活性化並びにSDGsに掲げられている女性活躍と地位向上を目指し、活気ある

まちづくりに寄与することを目的としています。組織につきましては、その活動を支援する関係者をもって組織するといったことで、現在、実行委員会を代表する会長には、淡路ブレイブオーシャンズの監督を。副会長は、市内のサテライトオフィスで活動している一般社団法人全日本女子野球連盟所属のスタッフが担います。庶務、幹事につきましては、一般社団法人淡路ブレイブオーシャンズの関係者で構成し、実行委員会に所属する関係者としては、淡路ブレイブオーシャンズの選手です。これまで、本市のふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングの浄財により、淡路ブレイブオーシャンズの活動を支援するとともに、佐野運動公園で開催されてきた、夏の全国高等学校女子硬式野球選手権大会、中学女子硬式野球全国大会並びに中学女子軟式野球大会等の開催を支援してきました。そんな中、淡路ブレイブオーシャンズが法人化し、クラウドファンディングによる財源も少なくなったことから、女子野球タウンとしての活動を明確化する意味もあり、今回の補助制度の創設となりました。

角村教育長

次に、非公開の事件に入ります。事務局、非公開の対応をお願いします。

それでは、報告第2号「教育委員会の所属職員の任免」及び報告第3号「淡路市立学校の教職員に係る兵庫県教育委員会への内申」について、報告してください。

岡山次長

(説 明)

角村教育長

事務局からの報告が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、協議・報告事項については、終了しました。これ以降の会議は、公開しますので、事務局、その対応で準備してください。

事務局、よろしいでしょうか。

それでは、これからの進行については、岡山次長で進めてください。

岡山次長

それでは、行事予定及び後援名義報告の前に、2月、3月に開催されました各種会議等について、担当課長から報告をお願いします。

平本次長

それでは、文化ホール運営審議会、社会教育委員会・公民館運営審議会合同会議、文化財保護審議会、図書館協議会のそれぞれ、内容について、御報告させていただきます。

まず、文化ホール運営審議会について御説明いたします。本市は、しづかホール・サンシャインホールの2館を管理運営しており、指定管理制度を導入しております。その各ホールにおける各種事業の企画、運営方法等について調査審議することが主な役割の当審議会は毎年2回開催しており、今回で27回目となります。今回の審議会は、テーマを絞らずに座談会形式での話し合いを行いました。審議会委員、指定管理事業者、社会教育課担当職員より、ホール運営上の課題や他市の参考事例など、今後の運営の参考とするため、自由な意見交換を行いました。意見の中には、施設の老朽化による早期改修要望や、市民のイベントへの関心度、また、周知方法など様々な立場、視点での御意見を聞き取ることができました。来年度が今期のホール指定管理事業者の最終年度となります。指定管理事業者である神戸国際ステージサービス㈱と会議で出された御意見等を共有・共同し、今後の運営に反映させてまいりたいと考えております。また、来年度は、次期指定管理事業者の選定年度にも当たりますので、引き続き市民の文化向上に寄与するため、様々な意見を取り入れながら、より良いホール運営に努めてまいります。

続きまして、社会教育委員会・公民館運営協議会合同会議について、御報告させていただきます。社会教育委員会は、地域のニーズや課題を踏まえ、社会教育に関する具体的な計画を立案し、「生涯学習の推進、青少年健全育成、高齢者学習、人権教育など幅広い分野における施策を調査研究し、社会教育の振興と発展に貢献すること」を目的としております。また、公民館運営審議会は、地域住民がより主体的に公民館運営に参画できるよう、「公民館における各種事業の企画実施等、公民館の運営について協議し推進する。」機関として位置付けられています。本市では、社会教育委員会と公民館運営審議会は、年間それぞれ3回開催しており、年度末の3回目は、協議内容に関連があることから、毎年合同で会議を開催しております。会議ではまず、本年度実施した社会教育関連の主な事業を分野ごとに報告し、各委員から御意見を頂戴しました。主な質疑や意見としましては、VR映像を取り入れた新地震体験装置の状況や今後震災記念公園内にある旧物産館（神姫バス）と

の連携、公民館講座の現状や使用料、本市のPTA組織の現状と課題、ニュースポーツ・モルックの本市での競技人口増などが出されました。その後、次年度から実施していく学童保育時間延長事業について理解を深めるため、「働く親と子どもの未来を支える！学童保育時間延長の“チカラ”」と題して、担当職員によるプレゼンテーションを実施しました。また、五斗長垣内遺跡関連では「ボランティアグループ（五斗長の風）」の活動紹介と、その取組の中で、今まで判明していなかった黒谷城跡の場所を発見した経緯などについて報告いたしました。

最後に文化財保護審議会について、御報告させていただきます。まず、文化財保護法は、「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること。」を目的としており、同法で文化財保護審議会は、文化財の市指定及びその指定の解除に当たり諮問する機関として位置付けられています。本市において、本年度文化財保護審議会は、2回開催しており、文化財の市指定及びその指定の解除などの案件はありませんでしたので、文化財全般に係る本年度の文化財事業の報告及び現地視察を実施しました。会議ではまず、文化財係の各担当から各種文化財の保存・活用事業（舟木遺跡にかかる国生み研究プロジェクト・コウノトリ共生事業・野島断層活用事業・北淡歴史民俗資料館での取組・五斗長垣内遺跡の活用状況・文化財保存活用地域計画に係る進捗状況など）について報告し、各委員に御意見を頂戴しました。主な質疑や意見としましては、舟木遺跡の整備に係る予定や方向性。今年1月に運用を開始した新地震体験装置を活用した学校との連携と防災教育。歴史民俗資料や民具などの収集・保存・管理などが出されました。現地視察では、VR地震体験装置を実際に委員が体験し、その後、舟木遺跡を訪れ、追加指定地や整備予定地などを見学しました。

私からの報告は、以上とさせていただきます。続きまして、図書館協議会につきまして、済藤東浦図書館長が報告します。

済藤図書館長

それでは、令和7年3月14日金曜日に開催しました令和6年度第2回淡路市図書館協議会について、報告させていただきます。

本市には、津名及び東浦の二つの図書館と、岩屋、北淡、一宮の三つの公民館図書室がございます。その2館3室で今年度行った展示やイベントなどの事業について、報告をさせていただきました。また、今後の図書館運営や課題について、AIやフェイクニュースなどのデジタル社会の課題に関する勉強会の実施や、誰もが読書を楽しめる、手で触れる絵本や高齢者にも見や

すい大活字本などについて、御提案をいただきました。また、現在図書館内で流しているBGMについて協議し、音量や時間帯に気を配ることなどの御意見をいただきました。

岡山次長

報告が終わりました。御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分について、御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。事務局案といたしましては、4月18日(金)午後2時45分から淡路市役所本庁舎2号館大会議室7、8を考えていますので、よろしくお願いします。それでは、閉会の言葉を、西川教育長職務代理者をお願いいたします。

8. 閉 会

西川教育長職務代理者

(あいさつ)

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。